

申請・届出等における書類提出 ・受領の際の本人確認について

- ◆書類等を提出・受領する際は、申請等の当事者もしくは委任を受けた代理人等(※)がお越してください。
- ◆当事者もしくは委任を受けた代理人等(※)ではない方からの申請・届出等は受付できません。また、書類の交付もできません。
- ◆当事者もしくは委任を受けた代理人等(※)であることを確認するため、窓口で本人確認を行いますので、確認書類をご持参ください。

確認書類の例は、次のページをご参照ください。

- ◆必要に応じて、申請等の当事者の意思確認を行います。委任状には、委任者ならびに代理人等の電話番号を必ずご記入ください。

※代理人等 → 代理人本人や、行政書士の補助者 など

(代理人が法人の場合は、社員証等で法人との関係が確認できる方 など)

1 本人確認の具体的な証明の例 ※「氏名及び住所」が確認できるものであることが前提です。

1枚の提示で足りるもの(例)	2枚以上の提示が必要なもの(例)
<ul style="list-style-type: none"> ○運転免許証 ○下記の資格者証(補助者の場合は、補助者証)で写真付きのもの (写真がない場合、別のもう1種類の提示が必要) ◆行政書士証票 ◆土地家屋調査士会員証 ◆司法書士証 ◆弁護士証 ○マイナンバーカード (注)マイナンバーの「通知カード」は確認書類として取り扱いません ○写真付き住民基本台帳カード(住所地の市町村で発行) ○旅券(パスポート) ○国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ○海技免状 ○小型船舶操縦免許証 ○電気工事士免状 ○宅地建物取引士証 ○教習資格認定証 ○船員手帳 ○戦傷病者手帳 ○身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 ○療育手帳 ○在留カード又は特別永住者証明書 ○その他、農業委員会会長が適当と認めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○写真の貼付のない住民基本台帳カード ○国民健康保険、被用者健康保険、船員保険、介護保険、又は後期高齢者医療の被保険者証 ○共済組合員証 ○国民年金手帳 ○国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ○共済年金又は恩給の証書 ○戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 ○その他、農業委員会会長が適当と認めるもの <p>※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの ※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの (先に掲げる書類を除く。)</p> <p>「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できませんので、ご注意ください。</p>

2 代理人(受任者)が法人の場合

代理人が法人である場合、来庁者の本人確認書類に加え、下記の書類もご提示をお願いします。
○来庁者と法人との関係を確認できる書類 (例:法人名の記載された職員証や健康保険被保険者証 など)